

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の規定に基づく一般事業主行動計画

仕事と家庭の両立させることができる環境整備、女性が活躍できる雇用関係の整備を行うため、次の行動計画を策定しました。

○ **行動目標**

◎ 行動期間

令和4(2022)年1月1日～令和7(2025)年12月31日

◎ 目標

- ① 全職員の平均超過勤務時間を月平均5時間以内とする
- ② 部署ごとの平均超過勤務時間を、事務職は10時間以内、他は5時間以内とする。
- ③ 各個人の月平均超過勤務時間を、事務職員は20時間以内、その他は、10時間以内とする。

◎ 対策

- ・ 2022年1月から リーダ会議等で超過勤務の縮減を周知し、超過勤務が発生する原因を収集する。
- ・ 2023年1月から 課題を分析し、部署毎に対策を策定する。
- ・ 2024年1月から 個別に対応を行っていく。

○ **女性活躍に関する情報公表**

◎ 職員に占める女性労働者の割合	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	R5.9.6更新
看護職	82.5%	80.7%	80.0%	81.6%	R6.9.4更新
介護職	78.6%	78.0%	78.2%	73.6%	
医療技術職	64.5%	63.3%	65.6%	66.6%	
事務職等	63.0%	66.7%	68.0%	71.4%	
全職員	72.8%	73.2%	72.3%	73.9%	
◎ 管理職等に占める女性の割合	68.4%	81.8%	72.7%	72.7%	
◎ 採用した職員の女性の占める割合	73.9%	80.0%	61.9%	75.0%	
◎ 男女賃金の差異					R6.1.5 追加
男性1に対する 女性の給与	全職員	104.1%	101.7%	101.6%	R6.9.4更新
	常勤	98.8%	97.0%	95.1%	
	パート	109.7%	107.5%	119.7%	